

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 10 回（令和 6 年 4 月）総会議事録

1 日 時 令和 6 年 4 月 10 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請意見聴取について

議案第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号）小作地の相続の確認について

（専決処分第 2 号）農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知確認について

（専決処分第 3 号）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 4 号）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 5 号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 出席委員 13 名（定数 13 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	西川 徳良
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 11 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

小山 藤夫委員

7 出席事務局職員

和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第 10 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。
農業委員 13 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 11 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。
したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。
以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。7 番 南加代子委員、12 番 今本 一成委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
審議の前に、議案第 3 号 1 番「農地法第 4 条の規定による許可申請意見聴取について」ですが、4 月 8 日申請者より取り下げの意向がありましたので、議案書から削除いたします。

議長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第１号につきましてご説明いたします。

議案書（その１）１ページをお願いいたします。

本件は、農地法第３条の規定による農地の所有権移転が１ページの一覧表のとおり２件でございます。

１番・２番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転賃にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第１号１番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会
会長 それでは、有真香地区協議会における議案第１号１番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる４月９日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 続いて、議案第１号２番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います

山直上地 それでは、山直上地区協議会における議案第１号２番の農地に対す

区協議会 会長 る審議の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる４月４日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第１号は原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第１号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第２号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

 議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第２号についてご説明いたします。

 議案書（その１）２ページをお願いいたします。

 本件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は２ページの一覧表のとおり１件でございます。

 １番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は告示日から１０年間でございます。

 これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第１条による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥

当であるとの報告を受けております。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる4月9日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 有真香地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案2号は原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決定することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします

事務局 上程されました議案第４号についてご説明いたします。
議案書（その１）４ページをお願いいたします。
本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、４ページから５ページの一覧表のとおり５件でございます。
この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。
以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
まず、議案第４号１番、２番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第４号１番、２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる４月２日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 続いて、議案第４号３番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第４号３番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる４月１日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 続いて、議案第 4 号 4 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第 4 号 4 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 4 月 8 日、岸和田市立職員会館会議室において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議 長 続いて、議案第 4 号 5 番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 4 号 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 4 月 3 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号は原案のとおり証明することに決しました。

議 長 次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号）小作地の相続の確認について

（専決処分第 2 号）農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知確認について

(専決処分第3号) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

(専決処分第4号) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分第5号) 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

議案書(その2)をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第5号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

それでは一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和6年2月21日から3月19日までに届出等がなされたものであります。

はじめに、2ページの専決処分第1号「小作地の相続の確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり、「小作事項の整備に関する要綱」第8条の規定による小作地の相続届出が2件でございます。

次に、3ページの専決処分第2号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、5ページの一覧表のとおり2件でございます。

これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、4ページの専決処分第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、5ページの一覧表のとおり、2月21日から2月29日までが1件で、令和6年3月5日に専決処分、6ページの一覧表のとおり、3月1日から3月10日までが1件で、令和6年3月15日専決処分、7ページの一覧表のとおり、3月11日から3月20日までが2件で令和6年3月15日に専決処分を行いました。

次に、8ページの専決処分第4号「農地法第5条第1項第6号の規

定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、9ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が2月21日から2月29日までが2件で、令和6年3月5日に専決処分を行いました。

次に、10ページの専決処分報告第5号であります。生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が一覧表のとおり1件で、理由が従事者の故障のためであり、令和6年2月26日に専決処分を行いました。

以上、専決処分報告1号から5号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議 長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 異議なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議 長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。
委員の皆様から何かございませんか。

委 員 なし

議 長 特段ないようですので、これで第10回総会の議事を終了いたします。

令和6年4月10日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 南 加代子

委 員 今 本 一 成